令和6年 大改正された生前贈与の新ルールに対応

相続に言う 8.個別福齡等

11月19日(火)

旭川トーヨーホテル

2階 丹頂の間 旭川市7条通7丁目32-12

第1部 相続セミナー 13:00~13:50 質付時間 12:30~

65年ぶりの大改正により、相続対策の王道とされてきた生前贈与の ルールが大きく変わりました。

これまで広く活用されてきた年110万円までの非課税枠。これを利用 した贈与戦略の大きな転換点について解説します。



講師

ふたば税理士法人 代表 公認会計士・税理士

俊輔

50名

第2部 個別相談会 14:00~16:00

経験豊富な相続専門税理士とスタッフが、あなたの個別のお 悩みに丁寧に耳を傾け、最適な解決策を一緒に見つけていき ます。(御一組30分まで 先着順)

わたしたちがご相談承ります



税理士・行政書士



〈主催〉





わか

婦で参加可能

佐々木 厚志

こんなお悩みはありませんか?

- 相続が起きたとき何からすればいい?
- 相続税申告をする必要があるか知りたい
- 相続税はどれくらいかかる?
- 生前贈与はどう手続きするの?
- 相続した土地を売ったらどんな税金が かかる?

▼WEBフォームまたはお電話にてお申し込みください

お申込み お問合せ **000120-978-028**

平日:9:00~17:00



旭川市2条通8丁目144-2 旭川二条通ビル7階

https://futaba-tax.co.jp